

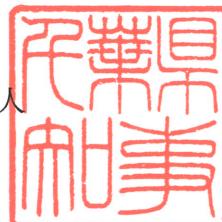
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県千葉市花見川区千種町259番地2

氏 名 佑信鋼業 株式会社
代表取締役 山本 義和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和4年8月8日

許可の有効年月日 令和9年8月7日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。），イ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。），ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。），エ 廃石綿等，オ 特定有害産業廃棄物（鉛さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

2. 許可の条件

な し

3. 許可の更新又は変更の状況

平成29年8月8日 新規許可
令和4年8月8日 更新許可

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

有害物質\廃棄物名	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○			○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○		—	—	—
鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○
有機燐化合物					—	—	—
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○
ジアン化合物					○	○	○
PCB					—	—	—
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン				○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン				○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン				○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン				—	—	—	—
1, 3-ジクロロプロペーン				—	—	—	—
チカラム					—	—	—
シマジン					—	—	—
チオベニカルブ					—	—	—
ベンゼン				○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○		—	—	—
ダイキシジン類		—	—		—	—	—
1, 4-ジオキサン		○		○	—	—	—